

(平成24年7月)

京都市消費生活総合センター

1 消費者月間講座『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～を開催しました！

<当日の講演会の様子>



去る5月26日(土)、高齢者の見守り活動を行う方や消費者問題に関心をお持ちの市民の方を対象とした、消費者月間講座「『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～」を、ひと・まち交流館 京都において開催し、多くの方に御参加いただきました。

<第1部 京(みやこ)・くらしのサポーターによる寸劇>



第1部では、消費生活劇場として、京(みやこ)・くらしのサポーター(市民ボランティア)による寸劇「だまされたらあきまへん！」や、消費生活専門相談員による消費生活講座「悪質商法の手口と対処法」、そして、第2部では、テレビ等でも御活躍されている弁護士の住田裕子氏による特別講演会を開催しました。

特別講演会の概要については、本号と次号(8月24日頃発行)の2回にわたり掲載します。

2 特別講演会『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～

～長寿社会とは？～

国連では、昭和30年代に65歳を「高齢者」と定義しました。

実際、昭和30年の我が国の平均寿命は、男性63.60歳、女性67.75歳だったのです。戦後間もなくの平均寿命は、男女とも、何と50歳代。その後、豊かになり、医療・衛生環境が向上し、平均寿命は延び続け、今や男性は80歳目前、女性は90歳に手が届きそうな所に来ました。世界でもトップレベルの長寿国なのです。



しかし、問題は、健康寿命です。男性は70.42歳、女性は73.62歳(平成22年)で、これと平均寿命との差の10年以上の期間、寝たきりや認知症などによって自立が困難な生活を送ることになるのです。特に、認知症の始まりは、本人自身が「これまで理解できていたことができなくなった自分」を受け入れられなくて、分かったふりをする「取り繕い反応」をすることが間々(まま)あり、様々な悪徳商法の犠牲になりやすいのです。

また、戦後、核家族・少人数家族が普通となり、単身世帯が急増しています。そのため、孤立死・孤独死も年間約3万人と増え、自殺者とほぼ同数と見られています。

このような社会の変化に伴った悪徳商法。被害者の大多数が、60歳以上の高齢者です。

数年前に埼玉県で元教師の高齢の姉妹が、多数の乾燥機器やねずみ取りを総額一千万円以上購入させられたという事件が報道されましたね。悪徳業者の言いなりになり、一度被害に遭うと、悪徳業者仲間に名簿が出回り、次々と別の業者からの餌食になってしまったものでした。

高齢の単身世帯は、民生委員さんなどが立ち寄ることも多いのですが、高齢の夫婦やこのような姉妹など複数の家族がいる場合は、目が行き届きにくくなっているようなのです。平均寿命の伸びが喜ばしいことである反面、「老老介護」が普通になり、いつの間にか「認認介護」(認知症同士介護)に移っていくのは趨勢(すうせい)としてやむを得ないことでしょう。

これからの自分はどうする?父は?母は?そして見渡してみると、これまで姿をよく見ていた御近所のおばあちゃん、最近見掛けないけれど、気になりませんか?

～悪徳商法の様々な例～

事例1 質問

ある日、心当たりのない会社から、郵便物が届き、開封すると、分厚い包みが入っており、振込用紙と共に、「お買い上げありがとうございました。開封された場合は、購入されたものとみなされますので、同封の振込用紙で代金〇〇千円をお支払いください」と書かれた紙も入っていた。開封したのがいけなかったのか、〇〇千円を支払わなくてはいけなかったのか……



事例1 解答

売買契約は成立していませんから、代金を支払う必要はありません。

なぜなら、「開封」して中身を確認しようとしただけで、「買うつもり=代金を支払って自分のものにした」という意思を相手に示していない(=承諾していない)ので、契約は成立していないのです。契約の申込み(送り付け)に対して、受け取った買主としての承諾がないのです。

とは言え、気持ちの悪い話です。送ってきた会社に事情を説明しようと電話をすることはどうでしょうか?お勧めしません。「開封したら購入したものとみなす」と決め付ける悪徳業者ですから、誠実な対応は期待できず、代わりに脅しが始まるかもしれません。掛け直すと、電話番号などの個人情報まで悪徳業者の手に入ってしまいます。困ったときは市役所の消費者相談の窓口に来てください。

そのうえで、知っておきたい法律知識。送り付けてから2週間が経過すると、送った会社は受け取った人に返還を求めることができなくなります。その結果、受け取った人は、自由に処分ができるようになるのです。

一人で悩まないでください。悪徳業者のやり口は、素人では手に負えませんから、恥ずかしがらずに、まずは相談!

事例2 質問

隣人のために「浄水器」を持ってきたのに、会えなかったという人が訪れた。

どうやらこの辺りの水道水に問題があるらしい。確かに、その人が試験薬を入れたら、自宅の水道水は、真っ黄色になり、毒性があるらしい。その浄水器を使ったら、何と無色透明のままで、大変な効能だ。早速、隣人用だったものを先買った。後で隣人に聞くと、隣人はそんな話はなかったという。騙(だま)されたのだろうか・・・

事例2 解答

騙(だま)されましたね。詐欺です。隣人宅を訪れたというのが嘘(うそ)で、訪問販売でした。もう一つ、毒があるというのですが、その試験薬は水道水に入っている微量の塩素に反応しただけで、これも嘘(うそ)です。

ここで、法律知識です。「クーリングオフ」＝8日以内に書面で申し入れると、代金を返してもらえます。「詐欺・不実告知」ということで契約の取消しをして、代金を返してもらうこともできます。

専門家のアドバイスを受けて、早めの対応が大切ですね。悪徳業者は逃げ足が速いですから。このような悪徳業者がうろろしているときに、大切なのは、きちんとした情報を住民の皆さんが持っていき、き然と対処すること。これからの時代は、街ぐるみで安全を守る心構えが必要でしょう。

※ 上記内容については、住田弁護士が講演会の中で発言された内容をそのまま掲載しています。

続きは次号(8月24日頃発行)に掲載します。お楽しみに!

3 商品先物取引法に係る無許可業者に御注意ください!

京都市内において、シカゴの大豆を取引品目として商品先物取引に勧誘し、お金がないと断ると、消費者金融から借金させ契約させようとする悪質な事例が発生しました。

一般消費者を相手として商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引法*に基づく許可が必要ですが、この事業者は許可を受けていない「無許可業者」でした。

許可を受けていない「無許可業者」と取引を行わないよう、十分に御注意ください。

※ 先物取引の適正な運用と投資者の保護のための法律

<ポイント1>

委託者等の保護を更に図るため、平成23年1月1日に商品先物取引法が施行され、国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行うものは、「商品先物取引業者」としての許可が必要になっています。

<ポイント2>

自宅や職場に電話でシカゴの大豆取引等の執ような勧誘を受ける場合などは、無許可業者である可能性が高いので、契約・取引はもとより、話合いに応じたりしないよう十分注意してください。

<ポイント3>

無許可業者に関する情報は、農林水産省のホームページ又は同省の「商品先物取引相談窓口」までお問い合わせください。

(農林水産省) ホームページ : <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>

商品先物取引相談窓口 : 03-3501-6730 (平日 午前9時30分~午後5時)

<ポイント4>

商品先物取引でトラブルに遭われた方は、消費生活総合センターまで御相談ください。

(京都市) 消費生活相談窓口 : 075-256-0800 (平日 午前9時~午後5時)

4 「消費者川柳」の募集について

現在、消費者被害の防止と消費者の自立に向け、市民自らが消費生活についての意識を高める機会とするため、日々の消費生活上の光景や悪質商法への警鐘などを詠んだ「消費者川柳」を募集しています。

旬の出来事を盛り込んだ作品や、ユーモアあふれる作品など、たくさんの御応募をお待ちしています。

なお、応募期間は設けていませんので、随時御応募いただけます。

- 1 テーマ 消費生活に関する川柳であれば、テーマは問いません。
- 2 応募資格 京都市内にお住まい又は通勤通学されている方（中学生以下の方を除く。）
- 3 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳（※ 応募作品は未発表のオリジナル）
- 4 応募・問合せ先 ハガキ又はA4判の紙（書式任意）に、作品と作品についてのコメントを記入し、郵便番号、住所、氏名（よみかた）を明記のうえ、郵送又はFAXにより応募してください。市外在住の方は、通勤、通学されている行政区も明記願います。

また、京都市のホームページからも応募できます。

消費生活総合センター 消費者川柳担当
〒604-8186
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
TEL 256-1110 FAX 256-0801
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

- 5 その他 応募いただいた作品のうち優秀なものについては、京都市で発行している生活情報誌「マイシティライフ」をはじめとした消費者啓発パンフレット等に掲載させていただくとともに、3,000円分のトラフィカ京カードを進呈します。

【編集後記】 梅雨が明けるといよいよ夏本番ですが、今夏は計画停電が実施される可能性もあるとのこと。電力消費の在り方について1人1人がしっかりと考えていくと同時に、「涼風（すずかぜ）の 曲がりくねって 来たりけり」（小林一茶）とあるように、冷房等を使わずに自然の風を楽しむのも一興ではないでしょうか。

ただし、熱中症予防として、こまめに水分・塩分補給することは忘れないようにしてくださいね。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）
さいむゼロ

相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時